

八千代市ホームページへの「子ども食堂」情報掲載要件

八千代市のホームページに情報を掲載する子ども食堂は、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

- 1 主催する者は、次の各号のいずれにも該当する個人又は団体であること。
 - (1) 政治活動及び宗教活動を主たる目的としていないこと。
 - (2) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的としていないこと。
 - (3) 八千代市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- 2 運営の責任者を定めていること。
- 3 主な対象者が子どもであること。
- 4 無料又は安価で食事を提供すること。
- 5 食品衛生法ほか関係法令等を遵守し、習志野健康福祉センター（保健所）の指導・助言に基づき次の各号に掲げる所要の衛生管理を行うとともに、必要に応じて飲食店営業の許可を取得すること。
 - (1) 食中毒や食品事故等の防止
 - (2) 自主衛生管理
 - (3) 調理をする者に対する衛生管理に必要な教育
- 6 参加者に対し、政治活動、宗教活動、物品の販売等を行わないこと。
- 7 参加者が政治活動、宗教活動、物品の販売等を行わないように、注意事項の掲示等の配慮を行うこと。
- 8 災害時の避難場所を確認すること。
- 9 提供する食事が食物アレルギーに対応しているか否かについて参加者に明示すること。
- 10 営利を目的としたものでないこと。